

令和８年度二十歳のつどいに関連する
コンテンツ実演業務委託
仕 様 書

高 松 市
政 策 局 政 策 課

本仕様書は、高松市（以下「本市」という。）が行う令和８年度二十歳のつどいに関連するコンテンツ実演業務委託（以下「本業務」という。）に適用します。

1 業務の目的

本市では、二十歳のつどいの機会を活用した更なるシビックプライドの醸成を図る仕組みづくりを構築できるコンテンツ実演実施を目指しております。単なるエンターテインメントに留まらず、「地元ゆかり」のコンテンツに触れ、式典参加者自らが主役として舞台に立つことで、本市へのシビックプライドを醸成することを目的とします。

2 業務期間

契約締結の日から令和９年１月３１日（日）まで

3 開催概要

- (１) 開催日時 : 令和９年１月１０日（日）
- (２) 開催場所 : あなぶきアリーナ香川（メインアリーナ）
- (３) 会場形式 : 現地開催及びアーカイブ
- (４) 想定参加人数 : 約２,８００人（令和７年度実績：２,７１８人）
- (５) スケジュール : 二十歳のつどい（第二部） １３時４５分から１４時３０分

4 業務の概要

本業務の概要は、次のとおりとします。

- (１) 参加型ランウェイ（２０分）
- (２) 地元ゆかりのバンド・アーティストによるライブパフォーマンス（２０分）
- (３) 式典運営管理を担う事業者（他社）とのスムーズな舞台転換、進行計画の策定
- (４) 舞台監督、進行ディレクター、音響・照明・映像オペレーター等の配置
- (５) ステージ周辺の動線安全確保、セキュリティ管理
- (６) 本業務に係るステージ演出設備（追加ランウェイ、音響、照明、映像等）の設営及び撤去
- (７) リハーサルの実施（式典前日及び当日に行う）

5 業務の実施内容

本業務の実施内容は、次の（１）～（７）に掲げるものとします。

(１) 司会者（MC）の選定・出演交渉

コンテンツ全体を盛り上げ、参加者の魅力を引き出す司会者（MC）をキャスティング・配置すること。なお、司会者への出演料、交通費、謝礼等の費用負担は本業務に含むものとする。

選定した司会者の日程を確実に調整し、当日出演に支障が生じないこと。また、司会者の氏名を企画提案書に明記すること。

(2) 参加型ランウェイの企画及び運営

ア 色鮮やかな振袖や凛とした袴を身にまとった式典参加者が、特設ランウェイを歩く完全参加型のコンテンツを提案すること。

イ ランウェイの参加者を確保するための募集手法や動線設計及び出演者が引き立つBGMの選定、照明演出を行うこと。

(3) アーティストの選定・出演交渉

本市のカルチャーや歴史に誇りを持てるよう、本市にゆかりがあり、若年層に影響力・共感性のあるバンド・アーティスト選定し、二十歳の門出を祝うライブパフォーマンスを演出する。また、式典参加者へのメッセージ性、シビックプライドを刺激する楽曲を提供できること。

肖像権又は著作権についての必要な手続き及び出演料、交通費、謝礼等の費用負担は本業務に含むものとする。

選定したアーティストの日程を確実に調整し、当日出演に支障が生じないこと。また、アーティストの氏名を企画提案書に明記すること。

(4) 会場設営・撤去

ア 本業務の実施に必要なステージに係る音響、照明、その他演出用設備・備品の搬入、設営、維持管理、撤去及び搬出を行うこと。

イ 設営及び調整は、式典運営管理を担う事業者（他社）と事前に調整の上、式典前日に行うこと。

ウ 客席、受付、その他本業務に直接関わらない会場内の設備及び備品の設営・撤去は、本業務の対象外とする。

(5) リハーサルの実施

式典前日及び当日に、本市及び式典運営管理を担う事業者（他社）と連携し、リハーサルを実施すること。

(6) 付加提案

上記（１）～（４）以外の項目について、業務の円滑な遂行に必要な場合は、提案し、可能な範囲で弾力的に支援を行ってください。

なお、付加提案は、本業務の事業規模金額の範囲内で実施するものとします。

(7) その他

本業務の円滑な遂行を図るため、本市シティプロモーションプロデューサーが参画する。

6 業務スケジュール

時期	内容
R 8. 7	業務委託公募提案の実施
R 8. 9	業務委託事業者の選定、締結
R 8. 10	コンテンツ内容協議（開催まで随時）
R 9. 1	前日準備（設営・リハーサル）及び本番実施 業務実施報告

7 企画提案書記載要件

企画提案書には、次の各項目の内容について具体的に記載してください。

- (1) 本業務に全体に関する考え方
- (2) 本業務の実施により、本市が目指すべき姿
- (3) 事業スキーム案を検討し、企画提案をするに当たって基礎とした情報
- (4) 具体的な業務スケジュール
- (5) 業務の実施体制、役割分担、本業務に携わる者の業務実績、実務経験年数
- (6) 選定した司会者、アーティストの氏名
- (7) その他、本仕様書に定める事項以外で、弾力的な対応や、その他本業務に必要又は有効で、かつ、実施可能である提案があれば記載してください。

8 業務の完了

受注者は、業務の実施内容をまとめた「業務実施報告書」を作成し、データ形式で提出し、本市の検査をもって、本業務の完了とします。

9 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、本市と受注者で協議の上、定めます。

10 その他

- (1) 受注者は、業務責任者をもって秩序正しい業務を行わせてください。
- (2) 受注者は、常に本市と緊密な連絡を取り、適宜、十分な打ち合わせを行うとともに作業の途中において中間報告を求められた時は、直ちに報告を行ってください。
- (3) 受注者は、本業務の遂行に当たっては、十分な注意を払ってください。また、明らかな瑕疵により発注者に損害を与えた場合は、その損害額を補償することとします。
- (4) 受注者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守するとともに、個人情報の取扱いを適正に行い、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ってください。
- (5) 本業務の実施に伴い必要となる費用は、原則として、受注者の負担とします。
- (6) 受注者は、本業務の履行に当たり、関連する法令等を遵守してください。

- (7) 本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせることはできません。「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断のことを指します。
- (8) 受注者は、本業務実施において事故等が発生したときは、その原因・経過及び被害の内容を、速やかに発注者に報告してください。また、受注者は当該事故について一切の責任を負い、損害賠償等の請求があった場合は、一切を受注者の責任において処理するものとします。
- (9) 受注者は、本業務の履行に伴い得た個人及び企業等に関する情報について、その取扱い及び保管を慎重に行い、破損及び滅失、盗難等のないよう責任を持って管理を行うとともに、業務上必要であっても高松市の承諾なく複製又は貸与してはなりません。また、この契約が終了し、又は解除された後、直ちに高松市に引き渡してください。